

札幌駅前通地下歩行空間火災感知器更新業務 仕 様 書

1 概要

札幌駅前通地下歩行空間内に設置されている火災感知器について、経年劣化に伴う動作不良が発生している状況である。

今回、更新を行い火災感知機能の回復を図る。

2 場所

札幌市中央区北2条西3丁目ほか 札幌駅前通地下歩行空間内

3 期限

令和9(2027)年2月26日(金)まで

4 内容

(1) 火災感知器(209個)について、以下の作業を実施する。

- ・感知器交換(撤去・取付)
- ・感知器個別アドレス設定
- ・感知器動作確認(試験・調整)

<感知器仕様>

- ・名称:光電アナログ式スポット型感知器(試験機能付)
- ・型式:FDKJ051R-D
- ・取付品は、新品を使用すること。
- ・既設品メーカー名:能美防災(株)

※交換の火災感知器の位置については別図を参照のこと。

(2) 交換作業の時間帯については、以下のとおりとする。

- ・夜間時間(22:00～05:00)とする。

ただし、「広場」や「ビルとの接続空間」等について管理者との調整により札幌駅前通地下歩行空間閉鎖時間(24:30～05:45)となることがあります。

5 提出書類

- (1) 報告書(動作確認試験成績表ほか) 1部 完了時
- (2) 写真(作業前・作業中・作業後) 1部 完了時
- (3) 完了届 1部 完了時
- (4) 業務計画書(1部 契約後速やかに)

受託者は、業務責任者・業務工程表等を記載した業務計画書を契約後速やかに提出し、承諾を得ること。なお、内容に変更があった場合は速やかに変更した内容を提出し承諾を得ること。

- ア 業務計画書
- イ 業務責任者等指定通知書
- ウ 業務日程表
- エ 緊急連絡体制表
- オ 専門業者選定通知書

注：保険者より発行される「資格情報のお知らせ」の写しやマイナポータルに表示される被保険者資格情報の PDF ファイルの印刷物を提出する際は、被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れるQRコードを含む。）を黒塗りしたものを提出すること。

6 再委託について

業務の主たる部分（下記）について受託者は、これを再委託することはできない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 部品調達

なお、前述の主たる部分以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者については、事前に委託者の承認を得ること。

また、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議・再委託業者の調整・指導監督等のすべてにおいて主体的な役割を果たすこと。

再委託先が札幌市競争入札参加資格者名簿の登録業者でない場合、以下の書類も提出

・再委託に係る申出書（あて先「受託者」、申出人「再委託先」）

（再委託先が札幌市物品・役務契約等事務様式基準共通第2号様式（申出書）の第1項から第5項に該当する者でないこと。）

・再委託先の登記事項証明書（写）など法人概要がわかる書類

（代表者氏名や事業内容を確認する目的で取得するもので、当該事項が確認できる決算書（写）やパンフレットのほか、ホームページに掲示された法人概要を印刷したものも可）

7 産業廃棄物処理

発生材の処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等(マニフェスト制度)に基づき適正に処分することとし、受託者と廃棄物収集運搬及び処分業者との契約書の写し、マニフェストの写しを報告書に添付すること。

8 履行体制

受託者は直接雇用契約関係にある者の中から、作業の遂行を指揮監督するための作業責任者を1名定め、適切に履行すること。

(1) 作業責任者

作業の遂行を指揮監督するための責任者を1人定めること。

また、電気工事士(免状の種類不問)の資格を有するものとする。

(2) 作業従事者の資格について

受託者は、本作業の遂行に当たり、次の個人資格を有するものに作業を行わせること。

・消防設備士(対象設備に該当する種類)

9 安全衛生管理

受託者は、労働安全衛生法に基づき安全に関する事項を確実に行之、従事する職員の労働安全衛生管理及び教育、作業前の危険予知活動を適切に行い、作業上の安全確保と事故防止に努めること。

10 留意事項

(1) 作業について施設・設備等の保守業者と連絡を密にし、工程調整を行うこと。

(2) 実施に必要な機器、工具、消耗品類、安全機器設備の手配・設置、照明器具等は受託者負担とする。

(3) 資格が必要な作業等については、適切な資格を有する者が行うこと。

(4) 作業中・作業終了後、受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等は、一切受託者の責任により対応すること。

(5) 履行確保のため、選定した材料品(製品)のメーカー等出荷元からの出荷証明を求めることがあります。その場合、出荷引受書の提出が可能なが契約(発注)の条件となります。

(6) 履行において、官公庁等への申請・協議・届出等については遅滞なく行うこと。

(7) 履行において、受託者は札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (8) 受託者はエコドライブの推進に努めること。アイドリングストップ、ふんわりアクセルの実施、エアコンの使用抑制、暖機運転の短縮、必要ない荷物を降ろす等を心掛けること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、本市の指示または下記によること。

国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修

- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和 7 年版
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和 7 年版
- ・電気設備工事監理指針 令和 7 年版